

●「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（改訂素案）のパブリックコメントに対する市の考え方

実施期間：令和7年7月5日（土）～令和7年8月12日（火）

提出者：5人

提出件数：6件（郵送1件、インターネット手続き3件、意見投函箱2件）

意見数：12件

NO	意見（要約）	市の考え方
1	<p>現行の基本方針（平成29年度改訂）と今回の基本方針（令和7年度改訂）の差分が、どの箇所で、どの様な意図・理由で追加・変更されているのか「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（改訂素案）からは読み取るのが困難でした。</p> <p>「多摩市使用料等審議会」の第1回～第5回の資料と「多摩市使用料等審議会 答申」の内容を確認すると分かるのかもしれません、簡単に差分が分かるような「概要説明書」或いは「差分説明書」が「多摩市使用料等審議会 答申」の下記に記載（項目のみ抜粋）されているようなものを利活用して作成してみると大変助かります。作成・提示をご検討頂けないでしょうか。</p>	<p>【市公式HP上の各課問い合わせで同内容をいただき2025/7/11に以下のとおりメールにて回答済み】</p> <p>このたびは「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（改訂素案）につきまして、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>今回のパブリックコメントでは、従来の基本方針から変わった部分についてのご意見をいただくものではなく、改訂素案として提示した基本方針に対するご意見をいただきたいと考えています。</p> <p>多摩市の公共施設の使用料設定のあり方として適切であるか、あるいは現在の社会情勢を踏まえ、表現に不備がないかなどの視点でご確認いただき、ご意見をいただきたいと考えています。</p> <p>そのため、ご提案いただいた「概要説明書」や「差分説明書」のような、従前の基本方針との対比については当初から想定しておらず、誠に恐縮ですがご要望にはお応え致しかねます。</p> <p>何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>末尾になりますが、引き続き、市政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
2	<p>P9の下記の文章の「その原因の分析」は、どのタイミング・周期で実施するのでしょうか？</p> <p>「また、公共施設の将来的なあり方を見据え、設置目的や施設特性等を鑑みても、極端に利用が少ない施設については、その原因を分析し、経営的な視点から使用料設定や利用方法の見直しを行うことで、利用率向上に向けた工夫を行うこととします。」</p> <p>これが、P13の【使用料：4年ごとに検証 基本方針：8年ごとに検証】ということであれば、その旨記載して頂けると分かり易いです。</p>	<p>P9の記述は、個別の施設の利用状況に応じ、必要に応じて随時、利用状況の分析を行い、利用率向上に向けた具体的な検討を進めていくという、市としての基本的な考え方を示したものです。</p> <p>P13で示しております「使用料：4年ごとに検証」および「基本方針：8年ごとに検証」は、それぞれ公共施設の使用料体系全体の見直しや、公共施設のあり方に関する大局的な方針を定期的に見直すための周期を定めたものです。これらの定期的な検証の際には、個々の施設の利用状況や分析結果も踏まえながら、総合的な検討を進めてまいります。</p> <p>しかしながら、個々の施設の利用状況の分析や、それに基づく改善策の検討は、必ずしもこれら定期的な検証周期に限定されるものではなく、施設の利用状況の変化や市民ニーズの動向などを踏まえ、必要と判断された場合には、これらの周期とは別に機動的に実施していくことが重要であると考えております。</p> <p>このように、P9の記述は、定期的な検証とは別に、個々の施設の状況に応じた柔軟な対応を行うという、市の姿勢を示すものとご理解ください。</p>
3	<p>P11の「(4) 営利等利用への施設の一部開放」については、考え方としては良いと思いますが、どの様にスケジューリングして営利等利用と一般利用で割り当てるのか具体的な方法としては気になるところです。</p> <p>例えば、2週間前までに一般利用の予約の無い施設については、営利等利用に貸し出すとした場合、営利等利用では、定期的・安定的に場所を確保することは難しく、単発・スポット的な利用となり、営利等利用側から選択してもらえるのかが気になるところです。</p> <p>どの様な方法を検討されているのでしょうか？（この考え方を否定するものではありません）</p>	<p>営利等利用の予約の受付方法や予約時期等の具体的な運用方法については、各窓口での運用ともあわせて、一般利用の機会確保、営利等利用者の利便性、施設の特性と利用実態、周知方法等を考慮しながら検討していきたいと考えています。</p>
4	<p>P.9(1)減免基準の表、P.10早割り等の表に区分（記号）などをつけていただけないでしょうか？</p> <p>区分（記号）は、区分「市、市の機関又は当該施設の管理運営団体が利用する場合」は、区分1とか区分イとかなんらかの識別できるものの意味で記述しています。</p>	<p>いただいたご意見をもとに、表に行番号を追記しました。</p>

5	<p>P9 「(1)減免基準」の表、P10早割り等の表、P7 「各施設の性質別分類及び利用者負担率」の表と関連付けて最終的な使用料が決まると思いますが、どの様な要素（項目）で使用料が決まるのかちょっとイメージが付きにくいので、具体的な使用料を提示する場合の各要素（項目）を含めた使用料の表をサンプル的に示して頂けないでしょうか。</p>	<p>使用料の算定は、「使用料の目安＝原価×利用者負担率」という計算式を基本ルールとしており、これに加えて、適用する減免基準や柔軟な使用料設定基準の割合を掛け合わせることで使用料が算出されます。各要素がどのように最終的な使用料に反映されるかをイメージしていただけるよう、以下の2つの具体例を基本方針へ追記しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原価が1,000円、利用者負担率50%、1/2減額と直前割引50%適用の場合 $1,000\text{円} \times 50\% = 500\text{円} \cdots \text{施設使用料}$ $500\text{円} \times 1/2 \times 50\% = 125 \approx 120\text{円} \text{ (※減免後10円未満端数切り捨て)}$ ●原価が850円、利用者負担率25%、早期割引75%適用の場合 $850\text{円} \times 25\% = 212.5 \approx 210\text{円} \cdots \text{施設使用料 (※10円未満端数四捨五入)}$ $210\text{円} \times 75\% = 187.5 \approx 180\text{円} \text{ (※減免後10円未満端数切り捨て)}$
6	<p>この方針書で市で保有する施設の一覧表に、性質別分類（A～E）や減免分類や時間別等の区分（記号）などが分かるように記載した一覧表を添付して頂けないでしょうか。各施設の使用料を決める構成要素を俯瞰的に見えるように一覧表的に示して頂けると、この方針書での考え方の適切性のイメージが付けやすいのではと思いました。</p>	<p>P7の表の「分類」の列から性質別分類「A」～「E」の表記が漏れていたため追記しました。 また、表中の空欄箇所へ「（該当なし）」と追記しました。</p>
7	<p>P7「ウ 各施設の性質別分類及び利用者負担率」の下の表に「分類」の列がありますが、何も記載されていません。空欄を埋めて頂ければと思います。利用者負担率100%の施設が市で提供するものにはないのではれば、空欄ではなく「なし」とするとかにした方がよいのではないかと。</p>	
8	<p>P4「【表1】行政コスト計算の手法による費用の項目」には【表1】の表記がありますがP7「性質別分類表」やP7「各施設の性質別分類及び利用者負担率」には、【表】の様な表記がありません。表記を統一した方が分かり易いのではないかと。他のページにも表と思われるものは沢山あります。</p>	<p>P4の【表1】のよう、各表に番号や名称を付与し、資料全体を通しての整合性を高めました。</p>
9	<p>「減免規定を適用する場合には、減免を行う必要性と施設の利用の促進のバランス等を考慮しながら、市民の皆様にもわかりやすく、納得度の高い料金設定を行います」という基本方針（第3の柱）には賛成だが、そのとおりに運用されていませんでした。 その理由は、実際の利用にあたって、高校生以下の児童、生徒等が過半数を占めていないことがあるから、ということのようです。活動にあたって、指導者や保護者が児童・生徒の人数よりも多くなる場合もありますし、活動の準備や打ち合わせのために、指導者や保護者のみ集まって活動する場合もあります。 金額自体は、少額とはいえ、団体の活動を大事に考えもらっていないのではないかとか、子どもの健全育成を図る活動と認めてもらっていないのではないか、と思わざるを得ません。そもそも、このような理由（利用者基準）で減免を拒むのは、条例や規則に示された基準（構成員基準）には合致しませんから、条例や規則にも違反した運用がなされているということもあります。 上記のような運用は直ちに改めていただき、また、利用案内等の運用ルールを定めるにあたっては、基本方針がきちんと徹底されているかを確認する仕組みも方針に盛り込んでいただきたいと思います。</p>	<p>「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」は、使用料の算定方法や利用者負担の考え方などを総体として定めており、これに基づき各公共施設の使用料が設定されています。一方で、個々の施設の具体的な運用については、施設の設置目的や特性などを踏まえ、現場において円滑な対応が図られるよう、施設ごとに判断しています。つきましては、ご指摘いただいた運用上の課題について、改めて施設所管課と共有させていただき、基本方針で示された減免規定の理念が実際の現場で十分に活かされているかどうか確認させていただきます。 また、利用案内等の運用ルールを定めるにあたって、基本方針がきちんと徹底されているかを確認する仕組みを方針に盛り込むべきとのご提案もいただきました。基本方針は使用料設定の基本的な考え方を定めるものであるため、ご提案いただいた内容を直接方針に盛り込むことは難しい面がございます。しかしながら、本市としましても、市民の皆様が納得して利用できる環境を確保することは重要であると考えております。今回のご指摘を踏まえ、基準の作成等にあたっては、同じ公共施設であっても各施設により判断が分かれてしまうことで公平さを欠くことがないよう、先行自治体の運用等も参考にしながら十分に検討するよう取り組んでまいります。 今後も、市民の皆様にとって真に利用しやすい公共施設運営を目指し、改善に努めてまいりますので、引き続き本市の施策にご理解とご協力をお願い申し上げます。</p>

10	<p>従来通り団体登録をしていただき市民優先に公正さを保ち慎重に判断する姿勢でよいと思う。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 同じサービスで使用料金が異なると、高い料金を支払う団体から多くの要求を求められると考える。公平性に欠けると思う。 反社会勢力や宗教団体、政治団体等、地域の安全・安心を継続するのが困難になると思われる。 	<p>本市としましても、市民の皆様を優先する考え方を基本とし、施設利用の公平性を確保することが極めて重要であると考えております。また、施設の利用承認にあたっては、引き続き慎重な審査を行い、地域の安全・安心が確保されることの重要性を深く認識しております、この点に変更はございません。</p> <p>今回の改訂素案では、施設の有効活用や利用促進のため、施設の設置目的に沿った利用を優先しながら、空いている利用枠を営利・営業などを目的とした利用（営利等利用）に対して一部開放することができるとしています。営利等利用の予約の受付方法や予約開始時期などの詳細な運用については、施設の設置目的に沿った本来目的での利用に支障をきたさぬよう、また、施設間で営利等利用の取り扱いに齟齬が出来てしまうことがないように適切な運用方法を検討してまいります。</p> <p>なお、現行の団体の施設利用における優先順位や団体登録制度などの運用につきましては、本基本方針に直接規定しているものではなく、また、今回の改訂素案によってこれまでの考え方を変更する予定はないことを、申し添えさせていただきます。引き続き、団体利用の皆様の利便性にも配慮しながら、多摩市の公共施設がより多くの市民の皆様に活用されるよう努めてまいります。</p>
11	<p>コミュニティセンターで個人使用を認めるルールに改定し、そこに新たな料金設定をお願いしたい。多摩市のコミュニティセンターは、どこも基本「個人使用」を禁止しています。稼働率もダウンして来ている今、なぜでしょうか？ルールを決めた33年前と現在では高齢者の割り合いで5.6%から30%と約5倍、使いたい人々が押しかけた33年前とは事情が様変わりしています。団体登録している者でも使わせてもらえません。ちなみに文京区ですと、区民ではなくても個人登録さえすれば、どの部屋も備品（ピアノ等）も有料で使用が可能です。</p> <p>多摩市は団体でしか施設を使わせない理由は、どこにあるのでしょうか？</p> <p>「多摩市は個人を大切にしない市」なのでしょうか？</p>	<p>個人利用の導入に関するご提案について、本改訂案の検討を行った「多摩市使用料等審議会（公募市民・学識経験者等で構成／令和6年11月～令和7年4月）」においても、同趣旨のご意見を頂戴していたところです。審議会からは、「現行の基本方針でも導入の考え方は認めており、一部施設では既に導入済である。しかし、多様化する利用ニーズを踏まえると、さらなる個人利用の促進を目指していくべきと考えることから、基本方針において表記の工夫を行うとともに、各施設でも個人利用の促進につながる取組の継続検討を行うこと」との提言をいただいております。</p> <p>本市としましても、個人で趣味や学習に利用したいという市民の皆様のライフスタイルやニーズの多様化を深く認識しています。また、施設の稼働率向上や公共資源の有効活用、空き時間や空きスペースを有効活用することで施設の公共性を一層高める観点からも、個人で利用できる機会を創出することは大変重要なことだと考えています。</p>
12	<p>公共施設の利用において、空き時間の個人利用が可能となるよう基本方針の改訂をご検討いただきたく、拙文ながらご意見申し上げます。</p> <p>私は長年楽器の演奏をしており、これまで仕事帰りに公共施設の音楽練習室などを個人で予約し練習していました。勤務先が変わる度に各自治体の施設に問合せを行ってきましたが、個人で借りられない自治体に出会ったことはありませんでした。例えば、「ミューザ川崎」のような大規模なホールであっても、川崎市では空いていれば個人で利用が可能（練習室のみ）です。一方で、多摩市では公民館における個人利用が原則認められておらず、世帯の異なる複数名による団体登録が必要で、たとえ空き時間があっても、団体登録がない限り施設の利用ができない現状を非常に残念に感じております。</p> <p>個人利用に関しては、料金やルールの新設等、運用面の課題も多いかと存じます。しなしながら近年は地域コミュニティの形も多様化しており、少人数・個人で活動する市民も増えております。空き時間に有効に活用できる運用は、施設の稼働率向上や公共資源の有効活用という観点からも、市として前向きにご検討いただけます。こうしたニーズにこたえる柔軟な施設運営のあり方を、今一度ご検討いただけましたら幸いでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>これらのことから、改訂素案のP10「（2）柔軟な使用料設定・利用方法」において、個人利用の導入がより一層促進されるよう、表中にこれまでの基本方針にはなかった具体的な記載を追加しています。</p> <p>今後、施設の特性や利用実態も踏まえながら、個人利用に関する具体的な検討をより一層深めるために、いただいたご意見は関係する所管部署に共有させていただきます。</p>

●市政への提言（パブリックコメントの必須記載事項である「住所」「氏名」の記載がなかったもの）

提出者：3人

提出件数：3件

NO	意見本文
1	<p>ゆう桜ヶ丘コミュニティセンター使用料設定するにあたり、地域活性化のためには低料金で利用できることが望ましい。施設の利用頻度を向上させるためにもできるだけ安い料金設定が大切と思う。</p> <p>コミュニティセンターであるので、商業的及び宗教的な偏った目的の利用には十分に考慮した規制を設けるべきだと思う。</p> <p>できるだけ地域に根付いたコミュニティセンターとして地域活性化を重点に置き地域から情報発信できるよう設備の充実を図って頂きたい。</p> <p>特にゆう桜ヶ丘コミュニティセンターは地域社会と一体化した発足当初より培われた文化があり、その文化をより充実させ、地域のコミュニティーの中心としての役割を担っていかねばならないと思う。</p> <p>自先の利害だけを追いかけることなく、地域社会文化発展の礎を大切に考え、基本方針を打ち出してくださいたい。</p>
2	<p>私は、現在、後期高齢者です。60才位から総合体育館に通い運動を日常生活の中で習慣としてきました。</p> <p>使用料は当時50円でした。現在も週2回は通い仲間とワイワイとお話ししながら楽しく運動に励んでいます。</p> <p>今度の使用料設定にあたっての基本方針を読ませていただきましたが、市民の立場からは納得できません。</p> <p>年金生活者にとって値上げ幅が大きすぎます。私の回りをみても皆週2回～3回通い健康で豊かな老後をすごしたいと雨の日もがんばって通っています。</p> <p>スポーツ基本法にもいろいろと理念等かかれていますが、健康増進効果は、自己免疫の向上、精神的ストレスの解消、体力、筋力の維持向上、高齢者の介護予防、子どもの成長促進等があげられています。</p> <p>スポーツは、基本的人権としてとらえ、再度、市民が、高齢者が、子どもが気軽に利用できる金額に考えていただける様おねがい致します。</p>
3	<p>※パブリックコメントの資料が難解すぎると毎回思います。短文のアンケート方式を考えてほしい。</p> <p>使用料については隣接の市等にくらべてすごく安いと思います。安い方がいいとは思いますが、広く市民のことを考えると、一部の人に税金が使われているとも思えます。</p> <p>世の中物価高騰の折（人件費等も含め）使用料改定（高くなる）もいたしかたないと思う。</p> <p>多摩市においては公共施設の民間への委託はやめてほしい。関一に関してぜひグランドピアノの設置をお願いしたい。</p>

※パブリックコメントとして取り扱わないため、市の考え方については記載しませんが、いただいたご意見は各施設所管部署と共有し、今後の参考といたします。